

行政相談委員・民生委員・人権擁護委員・保護司制度の基本部分比較表

| 区分 | 行政相談委員 | 人権擁護委員 | 保護司 | 民生委員 |
|-----------------------|---|---|---|---|
| 根拠法 | 行政相談委員法(昭和41年制定) | 人権擁護委員法(昭和24年制定) | 保護司法(昭和25年制定) | 民生委員法(昭和23年制定) |
| 目的・使命 | 国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。 (行政相談委員法第1条) | 国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もって人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 (人権擁護委員法第1条、2条) | 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。 (保護司法第1条) | 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。 (民生委員法第1条) |
| 委嘱 | 総務大臣が法に定める業務を委嘱。委嘱を受けた者を行政相談委員と称する。 (行政相談委員法第2条) | 委員は法務大臣が委嘱 (人権擁護委員法第6条) | 保護司は法務大臣が委嘱 (保護司法第3条) | 委員は厚生労働大臣が委嘱 (民生委員法第5条) |
| 地方公共団体からの推薦手続等(法定のもの) | (地方公共団体からの推薦等は規定されていない。實際上、総務省訓令に基づき、市町村の意見を聞いて人選することとしている。) | 市町村長は、その市町村議会の意見を聞いて委員の候補者を推薦 (人権擁護委員法第6条) | (地方公共団体からの推薦等は規定されていない。) | 都道府県知事の推薦 その推薦に当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会(市町村議会の議員、民生委員等から若干名で構成)の推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聞く。 (民生委員法第5条) |

| 区分 | 行政相談委員 | 人権擁護委員 | 保護司 | 民生委員 |
|--------------------------|--|---|--|---|
| 委員の性格 | 民間人 (立法時の考え方に公務員として位置付け ない旨示されている。) | 民間人 (人権擁護委員法5条に、国家公務 員法を適用しない旨規定されてい る。なお、平成 14 年に国会提出さ れ15年に廃案となった人権擁護法 案においては、国家公務員として 位置付け) | 非常勤の国家公務員 (保護司法では規定されていないが、 「人事院規則14-7第1項但書に定める 諮問的な非常勤の職員の指定につい て」(昭和 26.8.10 人事院指令14-3) により指定されている。) | 特別職の地方公務員(非常勤) (行政実例(昭26)) |
| 業務・職務 | 以下の業務を委嘱 一 国の行政機関、独立行政法人・特殊 法人(政令で定めるもの)の業務に関す る苦情の相談に応じ、申出人に助言を し、総務省または当該関係機関にその 苦情を通知 二 通知をした苦情に関して、行政機関等 の照会に応じ、及び必要があると認める 場合に当該行政機関等における処理の 結果を申出人に通知 (行政相談委員法第2条) | 委員の職務は以下のとおり 一 自由人権思想に関する啓もう及 び宣伝をなすこと。 二 民間における人権擁護運動の 助長に努めること。 三 人権侵害事件につき、その救済 のため、調査及び情報の収集を なし、法務大臣への報告、関係機 関への勧告等適切な処置を講ず ること。 四 貧困者に対し訴訟援助その他そ の人権擁護のため適切な救済方 法を講ずること。 五 その他人権の擁護に努めるこ と。(人権擁護委員法 11 条) | 保護司は、地方更生保護委員会又は 保護観察所の長から指定を受けて当 該地方更生保護委員会又は保護観察 所の所掌に属する事務に従事するほ か、保護観察所の長の承認を得た保 護司会の計画の定めるところに従 い、次に掲げる事務であつて当該保 護観察所の所掌に属するものに従事 するものとする。 一 犯罪をした者及び非行のある少年の 改善更生を助け又は犯罪の予防を図 るための啓発及び宣伝の活動 二 犯罪をした者及び非行のある少年の 改善更生を助け又は犯罪の予防を図 るための民間団体の活動への協力 三 犯罪の予防に寄与する地方公共団 体の施策への協力 四 その他犯罪をした者及び非行のある 少年の改善更生を助け又は犯罪の予 防を図ることに資する活動で法務省令 で定めるもの(保護司法第8条の2) | 委員の職務は以下のとおり 一 住民の生活状態を必要に応じ適 切に把握しておくこと。 二 援助を必要とする者がその有する 能力に応じ自立した日常生活を営 むことができるように生活に関する 相談に応じ、助言その他の援助を 行うこと。 三 援助を必要とする者が福祉サー ビスを適切に利用するために必要な 情報の提供その他の援助を行うこ と。 四 社会福祉を目的とする事業を経 営する者又は社会福祉に関する活 動を行う者と密接に連携し、その事 業又は活動を支援すること。 五 社会福祉法 に定める福祉に関す る事務所(以下「福祉事務所」とい う。)その他の関係行政機関の業務 に協力すること。等 (民生委員法第 14 条) |
| 業務・職務に 関する指導、 指揮監督 | 委員は、その業務に関して総務大臣の 指導を受ける。 (行政相談委員法第7条) | 委員は、職務に関して法務大臣 の指揮監督を受ける。 (人権擁護委員法第 14 条) | 保護司は、保護観察官で十分でない ところを補い、地方更生保護委員会又 は保護観察所の長の指揮監督を受け て、保護司法の定めるところに従い、そ れぞれ地方更生保護委員会又は保護 観察所の所掌事務に従事する。 (更生保護法 32 条) | 委員は、その職務に関して都道府 県知事の指揮監督を受ける。市町 村長は、委員の職務に関して必要 な指導をすることができる。 (民生委員法第 17 条) |

| 区 分 | 行政相談委員 | 人権擁護委員 | 保護司 | 民生委員 |
|-------------------|--|---|--|--|
| 地方公共団体との関係等 | | <p>(「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国・地方公共団体と連携して人権啓発活動を実施することとされており、人権擁護委員も法務省の人権擁護機関として、地方公共団体と連携して活動している。)</p> | <p>地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をする事ができる。 (平 10 の一部法改正で追加) (保護司法第 17 条)</p> | <p>(生活保護法 22 条、身体障害者福祉法 12 条の2、児童福祉法 16 条の2等の法令において、民生委員は市町村長等の事務の執行に協力すべきこと等が規定されている。)</p> |
| 委員に対する費用の負担(財政措置) | <p>委員は、報酬を受けない。 予算の範囲内で、業務遂行のため要する費用の支給を受けることができる。 (国の実費弁償金として予算措置) (行政相談委員法第8条)</p> | <p>委員には、給与を支給しないものとする。 予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。 (国の実費弁償金として予算措置) (人権擁護委員法第8条)</p> | <p>保護司には、給与を支給しない。 予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。 (実費弁償のための経費を予算措置) (保護司法第 12 条)</p> | <p>委員には、給与を支給しないものとする。 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。 国庫は、都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定めるものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。 (実費弁償費等を地方交付税により措置。それ以外にも、委員活動上必要な知識及び技能を修得させるための研修事業に対する国庫補助事業あり) (民生委員法第 10 条、第 26 条、第 28 条)</p> |

| 区 分 | 行政相談委員 | 人権擁護委員 | 保護司 | 民生委員 |
|----------------|---------------------|---|---------------------|--|
| その他 | | | | |
| i 任期 | 2年以内 | 3年 | 2年 | 3年 |
| ii 人数 | 約 0.5 万人(20 年 12 月) | 約 1.4 万人(20 年 4 月) | 約 4.9 万人(20 年 3 月) | 約 22.7 万人(20 年 3 月) |
| iii 委員組織 | 規定なし | 人権擁護委員協議会、同連合会、全国人権擁護委員連合会を法定 | 保護司会、同連合会、保護司選考会を法定 | 民生委員協議会、民生委員推薦会を法定 |
| iv 地方分権改革の動向 | なし | 地方分権改革推進委員会第2次勧告(20 年 12 月)において、人権擁護委員法の委員委嘱に係る規定については、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」に該当しないものとして、見直すべき旨の指摘がなされている。 | なし | 地方分権改革推進委員会第1次勧告(20 年 5 月)において、民生委員の委嘱手続を簡略化するよう指摘がなされている。 |
| v 業務・職務に関連する法律 | なし | 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 | 「更生保護法」 | 「生活保護法」、「身体障害者福祉法」、「児童福祉法」等多数 |